

海外に持ち出した動物は
日本に持ち帰れません



海外で購入した動物は
日本に持ち込めません

- 輸出国政府発行の衛生証明書を手し、検疫所での届出手続を行うことで、持ち込める場合があります。
- 持ち込めない場合、動物は持ち出し国に返送するか、殺処分になります。
- 陸生哺乳類(家畜、犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンクを除く)や鳥類(家禽を除く)などが届出の対象になります。

詳しくは、検疫所窓口にご相談ください。

動物の輸入届出制度に関する情報は
ホームページをご覧ください。

動物の輸入届出制度

検索

